

平成20年6月5日 運営委員会決定

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参考】

地方自治法（第100条）

- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議員派遣一覧表(案)

目的	場所	期間	派遣議員
<p>スペインにおいては、横浜市とスマートシティ協力に関する覚書を締結したバルセロナ市、日本企業がスマートコミュニティ実証事業の実証試験を開始しているマラガ市、ルノー・日産アライアンスと電気自動車(EV)の普及促進に関して合意したマドリード市議会を訪問、視察し、スペインにおけるスマートシティ政策の現状と、日本企業の可能性、議会におけるスマートシティ政策の可能性について調査する。また、ドイツ・フランクフルトにおいては、市議会、フランクフルト横浜シチズンネットワークなどと意見交換等を行うことで、2011年横浜市とパートナー都市協定を締結した後の都市間交流の進捗、意義について調査する。</p>	<p>バルセロナ市、マラガ市、マドリード市(スペイン)、フランクフルト市(ドイツ)</p>	<p>平成25年11月6日から 平成25年11月14日まで</p>	<p>上野 盛郎 草間 剛 小松 篤昭 佐藤 茂 瀬之間 康浩 畠野 鎮雄 藤代 哲夫 山本 尚志</p>